

## 会 議 録

会議の名称	第4回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	令和5年1月12日(木) 10時00分～10時50分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第2会議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	1人
出席委員	蓑輪 靖博(会長) 杉野 高文(副会長) 川満 佳代子 湯村 しおり
事務局職員 職氏名	総務課 課長 伊豫 英樹 同 主査 山本 美和子 同 担当 大淵 麻紀
会議次第	1 議事 ① 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における対応について(諮問) ② 保有個人情報等の取扱いについて(報告) ③ 個人情報取扱事務の届出について(報告)
会議の概要	1 議事 ① 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における対応について諮問した。 ② 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 ③ 個人情報取扱事務の届出について報告した。

## 審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事①個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における対応について、事務局より説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	条例要配慮個人情報を定めることでどのような効果があるのか。
事務局	個人情報を万一紛失又は漏えいしてしまった場合に、その情報が条例要配慮個人情報に該当するものであれば、1人分の情報であったとしても国の個人情報保護委員会へ報告の義務が生じることになる。
委員	例えばどういう書類に何が載っている場合を想定しているのか。
事務局	今現在、具体的にこのような書類であるといえるものはない。

委員	県が条例要配慮個人情報を選定することとした目的は何か。
事務局	改正法の条文は、県の現在の条文とほぼ同じであるため、県としては改正法の適用後も、現在と同じ運用ができるものと考えていたが、国へ照会をしたところ、今までの県の運用の部分は入らないことが明らかとなったため、条例要配慮個人情報を選定することとされたものである。
委員	県の方針を大牟田市としても受け入れた方がよいということで、条例要配慮個人情報を規定したいということか。
事務局	本市の個人情報保護制度は、これまでも県と同じ運用できていたため、今後も県と同じ水準を維持しながら制度を運用していくためには、県と同様に条例要配慮個人情報を規定しておく必要があると考えている。新たな考え方を導入するのではなく、これまでの制度を継続してやっていくために規定の整備を行うという考えである。
会長	改正法では現在の県と同様の運用をカバーできないということ。このため県の方針を大牟田市としても受け入れた方がよいということで、条例要配慮個人情報を規定したいということだが、了承いただけるだろうか。
委員全員	<了承>
会長	事務局から答申案の具体的な内容について説明を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	答申案について了承いただけるか。
委員全員	<了承>
会長	議事②保有個人情報等の取扱いについて事務局より報告を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	資料第 977 号について、利用方法の電磁的記録媒体等はどのように使用するのか。
事務局	当日式典会場の受付に情報を入れたパソコンを備え、出席者をチェックするために利用する。

委員	資料第 359 号について、利用する時期が令和 5 年 2 月 28 日までとあるが、これは発送完了日か。
事務局	はい。
委員	御礼状兼督促状は、相反するものに見えるのだが、何か分かるか。
事務局	アンケートを依頼したご家庭には、回答が返ってきていないところも含め全てにお礼状を送付するが、その時に万一未回答である場合はご回答くださいというのも含めて記載しているものである
委員	資料第 395 号について、厚生年金保険法 89 条、雇用保険法第 77 条の 2 の照会は、どういうものか分かるか。
事務局	根拠法の説明は可能だが、実際にどういうものだったかまでは把握していない。
委員	資料第 364 号について、これは消防署ではなく、市の予防課への照会か。
事務局	消防の予防課のことである。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	議事③個人情報取扱事務の届出について事務局より報告を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	保険年金課の分は、具体的にどの項目か分かるか。
事務局	個人情報一覧表の一連番号 33 に傷病手当金支給申請書とあるが、以前はこの欄の健康状態の項目に○が付いていた。実際には、診断結果を収集されていたため、健康診断の項目の方が正しいのではないかということで、○を付ける項目を変更されたものである。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	以上で審議会を終了する。